

# **県立学校教員の働き方改革に関する意見**

**平成30年1月**

**県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会**

# 県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会の概要

## 1 目的

外部有識者等に教員の働き方改革に関する県教育委員会の課題や取組について、意見を求めるために設置。

## 2 構成員

座長	野中 陽一	横浜国立大学 教職大学院教育学研究科高度教職実践専攻長 教育学部附属教育デザインセンター長
委員	荒木 高司	東海大学 課程資格教育センター教職研究室教授
	小野 力	神奈川県体育協会専務理事
	林 忠	神奈川県立大和高等学校長
	佐藤 雅己	神奈川県立高津養護学校長
	折笠 初雄	神奈川県教育参事監(学校教育担当)

## 3 経過

### (1) 第1回

日時 平成29年12月22日(金曜日) 15時00分から16時30分  
議題 (教員の働き方改革に向けた)これまでの取組 など

### (2) 第2回

日時 平成30年1月18日(木曜日) 15時00分から17時00分  
議題 現場の教員からのヒアリング

※ 県立学校教員から現場の実態について直接意見を聞くため、県立学校教員6名(副校長・教頭：3名、総括教諭・教諭：3名)に対してヒアリングを実施。

### (3) 第3回

日時 平成30年1月30日(火曜日) 15時00分から17時00分  
議題 懇話会における意見について

## 懇話会からの意見

### 1 現状等について

#### (1) 様々な教育課題に対する組織的な取組の推進

##### ア 教員以外の専門スタッフの活用

#### 《現場教員、各委員からの意見》

##### 【現場教員からの意見】

- 生徒指導を行う上で、効果があると考えられる。もう少しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの巡回回数を増やしてほしい。(教頭)
- 複雑化する事案を解決するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携が重要である。(副校長)
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの支援があると、勤務時間の縮減や業務負担の軽減につながると考える。(総括教諭)

##### 【各委員からの意見】

- 児童・生徒一人ひとりの対応にもものすごく時間がかかり、教員にも負担となる。スクールソーシャルワーカーがいれば円滑な連携が期待できる。
- 精神的な不調を抱える生徒が増えてきているように感じる。なかなか教員に言い出せないが、専門職の方には心を開くことがある。そのため、スクールカウンセラーの活用は重要である。
- スクールカウンセラーは拠点校方式を採用しているため、2、3校を回らないといけない。来校した日にしか相談できない。
- 学校内でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する養護教諭や教育相談コーディネーター※の拡充についても検討していく必要がある。

※ 教育相談コーディネーター

児童・生徒の問題に対応するために、学校内及び関係機関等との連絡調整や教員及び関係機関で構成される会議(ケース会議)の開催等の調整役となる教員

#### 《懇話会意見》

⇒ 果たしている役割の重要性に鑑み、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部人材の配置が重要である。

## イ 業務アシスタントの配置拡大

### 《現場教員、各委員からの意見》

#### 【現場教員からの意見】

- 配布物の仕分けなどを行ってもらっている。1人の配置でもありがたい。全校に配置があればよいと考える。(副校長)
- 特別支援学校の場合、勤務時間内に保護者対応をすることが多いが、その分、他の事務作業で時間外勤務が増えて、長い時間残業している。このような時に事務作業をサポートしてくれる人がいるとよいと考える。(教諭)

#### 【各委員からの意見】

- 各配置校の校長等の意見から、どのタイプの学校でも業務アシスタントの効果があると考えられる。
- 業務アシスタントの配置により、教材研究にける時間が増えたという部分はある。
- 特別支援学校の場合、私費会計、会議録の作成や大量の印刷業務にとっても役に立っている。
- 業務アシスタントに業務の内容を正しく伝える必要があることから仕事の流れを整理する習慣ができたという声がある。
- 適正な休憩時間の確保につながっている。
- 今後、配置を拡大していく場合、平成29年度のパイロット的配置を踏まえて人材確保等についても支援していく必要がある。

### 《懇話会意見》

⇒ 配置の効果は十分に検証されたので、業務アシスタントの配置を拡大することが有効である。

## (2) 学校が行う業務の精選等による負担軽減

### ア 学校が行う業務の精選

#### 《現場教員、各委員からの意見》

##### 【現場教員からの意見】

- 10年前に比べると県教育委員会から学校への調査の重複感は減った。調査の年間計画があるので、準備ができ、校務の効率化につながっている。しかし、回答期限が短ければ短いほど、多忙の要因になる。(副校長)

##### 【各委員からの意見】

- 調査依頼のチャンネルが複数ある。グループウェア、Outlook、教育委員会ネットワークの使い分けが問題である。
- 調査依頼のメールに十数個のファイルを並べる調査のやり方を見直し、複数のファイルを一個のPDFファイルに統合するなど、ファイルの添付方法を工夫する必要がある。
- 県教育委員会からの調査方法の改善や学校内でのとりまとめ方法の工夫について検討していく必要がある。

#### 《懇話会意見》

- ⇒ 現場の負担軽減のために、さらに調査件数の縮減や調査依頼の方法の改善などを進めるべきである。

## イ 部活動指導の教員関与のあり方について

### 《現場教員、各委員からの意見》

#### 【現場教員からの意見】

- 部活動顧問に就きたい教員がいる。そういう教員は疲労度が比較的少ない。経験のない部活動顧問を割り当てられると苦痛になると考えられる。(教諭)
- 部活動の休養日の設定は必要だと考える。一方、部活動をやりたい教員に対しては休養日を設定することを説得するために、県全体で休養日の意義を説明することが必要であると考ええる。(教頭)
- 体育館を利用する部活動には、練習場所の確保など個々の事情があり、例えば月曜日を一齐に休養日に指定するという事は現実的ではない。学校内で調整する必要がある。(教諭)
- 特別支援学校の場合、NPO法人から学校の施設を利用して、活動ができないかという話がある。教員以外の外部団体によるスポーツ支援が可能になると、卒業後の生徒の余暇活動にもつながる。(教頭)

#### 【各委員からの意見】

- 働き方改革の対策の一つである部活動指導員の導入は、教員の負担軽減に確実につながる取組である。
- 専門性の高い部活動指導員の指導助言により、部活動中の事故防止や生徒に専門的な指導が保障されるなど、部活動顧問の精神的な負担軽減につながる効果が想定される。
- 部活動は教員の熱意に任せるだけでなく、週1回休養日を入れた年間・月間・週間活動計画を生徒・保護者に配布することで、健康面や業務面など生徒と部活動顧問の双方にメリットがあり、教員の負担軽減にもつながる。
- 週1回休養日の設定を実現させるために、繰り返し学校にお願いすることが重要である。また、暫く時間が経過すると元どおりになる懸念があるので、定期的に指導していく必要がある。さらに、県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟と連携するなど県全体でしっかりと取り組み、その定着化を推進する必要がある。
- 学校の部活は、「一生健康でいるための運動習慣を身につけるため」という考え方もあるので、勝利至上主義に偏らないよう県教育委員会が指導していくことも必要である。

### 《懇話会意見》

- ⇒ 休養日の設定は、生徒及び教員の双方に意義のある取組である。保護者や生徒の理解、県高等学校体育連盟などの団体と連携して進めることが重要である。
- ⇒ 教員の負担軽減及び生徒の技術力の向上と事故防止のために、部活動指導員を導入することが重要である。

### (3) ICTの活用による校務処理の一層の迅速化、効率化の促進

#### 《現場教員、各委員からの意見》

##### 【現場教員からの意見】

- 一人1台パソコンが整備されれば、業務の効率化につながると考えられる。(教諭)
- グループウェアを活用して情報共有などを図ることで、会議を開かなくても情報を共有することができるようになると考えられる。(教頭)
- 特別支援学校の場合、全教員にパソコンが整備されていない。私物のパソコンを業務用として学校に持ち込んでおり、課題である。(教頭)

##### 【各委員からの意見】

- 一人1台パソコンの整備は業務の効率化につながる。
- パソコンを整備した後、ICTが使いやすい環境となるように取組を進めていく必要がある。
- 統合型校務支援システムの導入など、データ入力の負担を減らしていく取組が必要である。

#### 《懇話会意見》

- ⇒ 業務の効率化につながる一人1台パソコンの整備を進める必要がある。
- ⇒ ICTを積極的に活用できる環境の整備についても検討することが重要である。

#### (4) 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進

##### 《現場教員、各委員からの意見》

###### 【現場教員からの意見】

- 特別支援学校の場合、管理職が早朝に校舎の解錠から夜間の施錠までを行っている。負担の大きい業務と感じている。(教諭)
- 生徒が問題行動を起こした場合の保護者との面談は、勤務時間外に行われることが多々ある。(教頭)
- 保護者と連絡が取れないために、帰宅してから保護者に改めて電話をすることもある。(教頭)
- タイムカードの導入も一つの方法だと考える。働き方の見直しにつながると考えられる。(教頭)
- タイムカードの導入は、民間企業の場合は時間外勤務手当を支給することの関連で必要だと考えられるが、教員は時間外勤務手当が支給されないので、個人的には導入の必要性を感じない。(教諭)
- 特別支援学校の場合、教員数が多いため、出勤を確認することは、かなりの業務量である。タイムカードならば、出勤時間を正しく把握できるのでよいと考えられる。(教諭)
- 生徒にとっても昼休みの時間は、教員に相談しやすい時間帯であり、教員に相談することが常態化している。(副校長)
- しっかり45分間休憩することは難しい。空き時間に分散して休憩を取っているのが現状である。(教諭)

###### 【各委員からの意見】

- 県立学校勤務実態調査結果によると、管理職の週休日の持ち帰り業務時間は数分であるが、管理職は週休日に自宅に持ち帰る仕事がないのではなく、個人情報など、持ち帰ることのできない仕事があるため、週休日にかなり出勤している実態がある。
- 現場教員からの意見及び勤務実態調査の調査結果から、学校警備員の存在は、在校時間の長時間化の歯止めとなっていると考えられる。そのため、現在配置のない特別支援学校においても配置を検討していく必要がある。
- 勤務時間の管理に当たり、それぞれの教員の標準的な職務内容を示すことを検討する必要がある。

##### 《懇話会意見》

- ⇒ 県立学校勤務実態調査の結果などから確認された勤務時間の管理方法や、休憩時間の確保については、今後の課題として、検討する必要がある。
- ⇒ 特別支援学校における学校警備員の配置を検討する必要がある。

## (5) その他、教員の意識改革等

### 《現場教員、各委員からの意見》

#### 【現場教員からの意見】

- 生徒や保護者に教員の勤務時間についての理解を促すことが大切である。また、教員は、労働基準法など法律の知識を研修で身に付けるなど、意識を改革することが必要である。(副校長)

#### 【各委員からの意見】

- 教員の働き方にかかる意識改革を進めていくためには、県教育委員会から副校長、教頭、総括教諭、教諭などのそれぞれの教員の標準的な職務内容を示すことを検討する必要がある。
- 教員の働き方にかかる意識改革に当たり、現在一生懸命業務を担っている教員の思いを裏切ることのないように進めていく必要がある。
- 教員の働き方改革を進めるに当たり、生徒、保護者、地域から理解を得て進めていくことが重要である。

### 《懇話会意見》

- ⇒ 教員の標準的な職務内容を示すことの検討や働き方改革を進めていく上で必要な教員の意識改革など、今後の課題として検討することが重要である。

## 2 今後の対応について

### 《懇話会意見》

県立学校勤務実態調査の調査結果については、深刻な状況と受け止め、できることから早急に対応すべきである。その一方で、中央教育審議会など国の動向を引き続き注視していく必要がある。

平成30年度は、上記の趣旨から、具体的な対応は当面の方策とし、新たな検討組織を立ち上げて、さらに県立学校教員の働き方改革に向けた総合的・抜本的な対策の検討を行っていく必要がある。

検討に当たり、県教育委員会や現場教員の視点だけではなく、対策への理解、協力が必要となる生徒や保護者、地域の視点も重要となってくる。

また、当面の方策として環境整備を行うだけではなく、国の動向を踏まえて、教員が担うべき標準的な職務の範囲を検討しながら、教員の勤務時間に関する意識改革を進めるとともに、時間外勤務の抑制や勤務時間管理の方策などについても検討を行っていく必要がある。